

平成30年

上砂川町議会会議録

第2回 臨時会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

平成30年第2回臨時会

(5月14日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員指名について	3
会期決定について	3
町長就任挨拶	3
報告第 1号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定に関する専決処分の承認について (承認)	4
同意第 2号 副町長の選任につき同意を求めることについて (同意)	6
副町長就任挨拶	6
議案第14号 平成30年度上砂川町一般会計補正予算(第1号)(原案可決)	6
閉会の宣告	8

出席議員

議席 番号	氏 名	2 臨
		5.14
1	小澤一文	○
2	越前等	○
3	伊藤充章	○
4	吉川洋	×
5	数馬尚	○
6	堀内哲夫	○
7	横溝一成	○
8	高橋成和	○
9	大内兆春	○

説 明 の た め 出 席 し た 者

役 職 名	氏 名	2 臨
		5.14
町 長	奥 山 光 一	○
副 町 長	林 智 明	○
教 育 長	飯 山 重 信	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○
監 査 事 務 局 長	内 野 博 之	○
総 務 課 長	米 田 淳 一	○
企 画 課 長	浅 利 基 行	○
建 設 課 長	佐 藤 康 弘	○
技 師 長	三 原 浩 明	○
住 民 課 長	白 土 ゆかり	○
福 祉 課 長 地域支援推進室長	山 崎 数 浩	○
税 務 出 納 課 長	西 村 英 世	○
教 育 次 長	斉 藤 琢 也	○

事 務 局 職 員 出 席 者

職 名	氏 名	2 臨
		5.14
議 会 事 務 局 長	内 野 博 之	○
書 記	佐 藤 友 歌	○

平成 3 0 年

上砂川町議会第 2 回臨時会会議録（第 1 日）

5 月 1 4 日（月曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午前 1 0 時 2 6 分 閉 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
5 月 1 4 日 1 日間
- 第 3 報告第 1 号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定に関する専決処分の承認について
- 第 4 同意第 2 号 副町長の選任につき同意を求めることについて
- 第 5 議案第 1 4 号 平成 3 0 年度上砂川町一般会計補正予算（第 1 号）

け出がありましたので、8 名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成 30 年第 2 回上砂川町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前 1 0 時 0 0 分）

○会議録署名議員

2 番 越 前 等
3 番 伊 藤 充 章

◎開議の宣告

○議長（大内兆春） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（大内兆春） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定によって、2 番、越前議員、3 番、伊藤議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎開会の宣告

○議長（大内兆春） おはようございます。臨時議会を始める前に、4 月の人事異動によりまして新たに本日の臨時議会より出席いたします職員をご紹介します。

初めに、白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） 4 月 1 日付で住民課長を拝命いたしました白土でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大内兆春） 次に、山崎福祉課長。

○福祉課長（山崎数浩） 4 月 1 日付で福祉課長を拝命いたしました山崎です。よろしくお願いいたします。

○議長（大内兆春） 以上で紹介を終わります。

ただいまの出席議員は、吉川議員から欠席の届

◎会期決定について

○議長（大内兆春） 日程第 2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日 1 日に決定しました。

◎町長就任挨拶

○議長（大内兆春） ここで、町長選挙後初めて

の議会でございますので、再選を果たされました奥山町長からご挨拶をいただきたいと思っております。奥山町長。

○町長（奥山光一） 改めて、皆さん、おはようございます。議長のご指示をいただきましたので、改選後の初議会に当たり、2期目の就任のご挨拶をさせていただきます。

このたびの町長選挙におきましては、議員並びに多くの町民の皆様のご力強いご支持と心温まるご支援を賜り、無投票当選の榮に浴し、このように再び町政を担わせていただくことになりました。皆様のご厚情に感謝を申し上げますとともに、町民の負託に応え、第19期町政の4年間、私の持てる力を尽くしまして、町政執行に努めてまいりたいと決意を新たにしているところであります。

さて、1期目を顧みますと、本町の潜在力、可能性を引き出し、上砂川町を元気と活力のある町にしたいとの思いのもと町政運営に当たってまいりました。議員初め多くの町民の皆さんのご理解とご支援、そして職員並びに地域おこし協力隊の協力により、未来に向け、ほんの少しではありますが、明るい兆しが確実にあらわれてきていると感じているところであります。ご承知のとおり、本町は急激な人口減少や少子高齢化問題を初め直面する課題が山積し、非常に厳しい状況にありますが、歴代町長同様に諸課題に取り組み、十分な結果は出ておりませんが、先ほども申し上げましたが、少しずつではありますが、明るい兆しが始まっております。気を緩めることなく、常に前を見据え、明るい未来を築くため、新たなチャレンジを続けていきたいと考えております。

特に人口減少問題につきましては、過日マスコミ報道がございましたが、2045年には本町の人口は現在の人口の3分の1である1,116人まで減少すると推計値が示されたところであります。現状のまま漠然と何もしなければ、推計どおり、もしくはそれ以下まで人口が減少し、町は消滅の危機に立たされると考えております。このことを十分

に認識し、そして常に危機感を持ち、推計どおりとならぬよう何が求められ、何をしなければならないのかを職員と一緒に考え、行動し、実践し、夢と希望が持てる輝く未来の創生に向けた町政運営に努めてまいり所存であります。

本年度の施策等につきましては、6月開催の第2回町議会定例会において執行方針にて述べさせていただきますが、本来であれば執行方針とあわせてかかる予算の審議を賜るところであります。認定こども園等複合施設建設及び庁舎建てかえに伴う実施設計業務につきましては、これまでも議員の皆様にご説明をさせていただきました施工期間などの関係もございまして、異例ではありますが、本臨時会にて関係予算を提出させていただいておりますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

現在日本経済は回復傾向にありますが、地方、とりわけ私ども小規模自治体においては依然として厳しい環境にあり、国の財政状況によってはさらに厳しさが増すことも想定されます。本町は、来年上砂川町に開拓のくわがおろされ120年、開町70年の記念すべき節目の年を迎えます。先人が築き上げたこの町をしっかりと守り、次の世代に引き継ぐためにも議員並びに町民の皆さんのお力をおかりしまして、職員と一緒に知恵を出し、新しい発想と創意工夫を持って、そして前例にとらわれることなく、直面する諸課題の克服にスピード感を持ってこの難局を乗り切っていきたいと考えております。

町政執行に当たり、私は誠心誠意努力してまいり所存であります。議員の皆さんのさらなるご指導とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。2期目の就任に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

◎報告第1号

○議長（大内兆春） 日程第3、報告第1号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定に関する

専決処分の承認について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました報告第1号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定に関する専決処分の承認について提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律等の平成30年3月31日公布に伴い、平成30年4月1日から施行される上砂川町税条例にかかわる関係条項を改正するため平成30年3月31日に専決処分したので、これを報告し、その承認を求めます。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めますが、条例本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、本文の読み上げにつきましては省略することに決定しました。

それでは、内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、報告第1号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成30年3月1日に公布され、これに準拠し規定している本町の税条例の関係条項を改

正する必要が生じたもので、平成30年4月1日から施行される規定について議会を招集する時間的余裕がなく、緊急を要することから、これを平成30年3月31日に専決処分したので、報告し、承認を求めます。

改正の主な内容でございますが、固定資産税におきましては、土地の負担調整措置や特別土地保有税の特例税率等について現行の仕組みを3年延長する規定の整備を行うものであります。また、国民健康保険税につきましては、国民健康保険事業の都道府県単位化に伴います規定の整備のほか、基礎課税額の限度額を現行54万円から58万円に引き上げ、あわせて低所得者に係る軽減判定所得の算定方法の変更を行うものであります。その他の改正といたしましては、法律等の改正に係ります規定の整備を行うものであります。

なお、条例の改正箇所につきましては、資料ナンバー1の新旧対照表をご参照願います。

以上が改正の内容でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略させていただきますので、よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

報告第1号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより報告第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件について承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、報告第1号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定に関する専決処分承認については、原案のとおり承認されました。

◎同意第2号

○議長（大内兆春） 日程第4、同意第2号 副町長の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

慣例によりまして、林副町長は退席願います。

〔副町長 林 智明 退場〕

○議長（大内兆春） それでは、提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました同意第2号 副町長の選任につき同意を求めることについて提案理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださるようお願いいたします。

提案理由といたしましては、現副町長、林智明氏が平成30年5月19日で任期満了となるに伴い、同氏を再任することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文をご参照願います。

次の者を本町副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めます。

住所、上砂川町

。氏名、林智明。生年月日、。職業、。備考、任期4年。

本件は人事案件でありますので、全会一致をもって同意くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

これより同意第2号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、町長の提案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号 副町長の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

それでは、林副町長の入場をお願いします。

〔副町長 林 智明 入場〕

◎副町長就任挨拶

○議長（大内兆春） ここで、副町長に再任されました林副町長からご挨拶をいただきたいと思えます。林副町長。

○副町長（林 智明） ただいま議長からご指示がありましたので、一言ご挨拶をさせていただきます。

ただいま副町長再任の同意案件につきまして議員各位のご同意を賜り、心より感謝を申し上げます。職責の重さを以前にも増して、なお一層痛感しているところであります。

奥山町長が町民の皆さんにお約束した諸施策を着実に実現するため、職員の皆さんと一緒に誠心誠意努力してまいります。もとより微力ではありますが、本町のため、町民のために全力を尽くす所存でありますので、これからも引き続き議員の皆さんのご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

◎議案第14号

○議長（大内兆春） 日程第5、議案第14号 平成30年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第14号 平成30年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成30年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億5,050万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億4,150万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費）

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による、継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年5月14日提出

北海道上砂川町長 奥山光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第14号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、13款国庫支出金1,435万円の追加で、2億4,088万5,000円となります。

2項国庫補助金1,435万円の追加で、9,133万4,000円となります。

14款道支出金1,435万円の追加で、1億2,740万

1,000円となります。

2項道補助金1,435万円の追加で、2,239万9,000円となります。

17款繰入金1億2,500万円の追加で、1億2,560万円となります。

1項基金繰入金、同額であります。

19款町債4億9,680万円の追加で、7億6,410万円となります。

1項町債、同額であります。

歳入合計が6億5,050万円の追加で、33億4,150万円となります。

2、歳出、2款総務費6,200万円の追加で、2億4,201万9,000円となります。

1項総務管理費6,200万円の追加で、2億1,286万3,000円となります。

3款民生費5億8,850万円の追加で、12億7,333万4,000円となります。

2項児童福祉費5億8,850万円の追加で、6億4,046万8,000円となります。

歳出合計が6億5,050万円の追加で、33億4,150万円となります。

次ページであります。第2表、継続費。3款民生費、2項児童福祉費、事業名、認定こども園等複合施設建設事業、総額6億1,350万円、平成30年度、年割額5億8,850万円、平成31年度、年割額2,500万円。

第3表、地方債補正。1、追加、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法、役場庁舎建設実施設計事業、5,580万円、普通貸借又は証券発行、4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

認定こども園等複合施設建設事業、4億4,100

万円、同上、同上、同上。

事項別明細書、7ページ、歳出でございます。

3、歳出、2款1項5目財産管理費6,200万円の追加で、7,643万1,000円となります。資料ナンバー2をご参照願います。役場庁舎建てかえの概要であります。概要につきましては、本館の建てかえ、東館を改修し、また西館を除却することで平成32年度末の竣工を目指すもので、建設場所は現庁舎の中庭で、構造は鉄筋コンクリート造2階建て、規模は約1,300平方メートル、事業費は役場庁舎建設実施設計業務委託費として6,200万円を計上するものであります。

予算書にお戻り願います。3款2項3目認定こども園建設費5億8,850万円の追加で、5億8,850万円となります。資料ナンバー3-1をご参照願います。認定こども園の概要でございますが、平成30年度と平成31年度の継続事業として、旧野球場跡地に認定こども園と児童館の機能を兼ね備えた複合施設を建設するもので、事業費は2カ年で6億1,350万円を継続費として計上するもので、平成30年度は建設工事監理業務委託費として850万円、認定こども園建設工事として5億8,000万円を計上するものであります。平成31年度は、園舎南側、園庭の外構工事費として2,500万円、工期は平成30年6月6日着工、平成31年8月30日竣工を予定しております。

資料ナンバー3-2は配置図、資料ナンバー3-3は平面図を添付しておりますので、後ほどご参照願います。

予算書にお戻り願います。次に、5ページ、歳入であります。2、歳入、13款2項2目民生費補助金1,435万円の追加と14款2項2目民生費補助金1,435万円の追加は、いずれも児童館に係る補助金の計上であります。

17款1項1目基金繰入金1億2,500万円の追加で、1億2,560万円となります。公共施設等整備基金から庁舎建設実施設計業務に620万円、認定こども園建設事業に1億1,880万円を繰り入れす

るものであります。

19款1項1目総務債5,580万円の追加で、1億6,710万円となります。庁舎実施設計に係る起債の計上であります。

5目民生債4億4,100万円の追加で、4億4,100万円となります。認定こども園等複合施設建設に係る起債の計上であります。

なお、8ページに継続費に関する調書を掲載しておりますので、後ほどご参照願います。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

議案第14号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第14号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 平成30年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（大内兆春） 以上で本臨時会に付議されました案件につきましては全て終了いたしましたので、平成30年第2回上砂川町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

（閉会 午前10時26分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 大 内 兆 春

署 名 議 員 越 前 等

署 名 議 員 伊 藤 充 章